

事業事前評価表

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第二課

1. 基本情報

- (1) 国名：ラオス人民民主共和国（ラオス）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年6月12日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け

ラオスにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 行政能力の向上及び制度構築

ラオス政府は、「第9次国家社会経済開発5か年計画」（2021～2025年）（以下、「第9次NSED」P」という。）において「継続的な質の高い、安定的で持続的な経済成長」を目標に掲げ、同目標達成のため「マクロ経済の強化・安定」として税制徴収の改善等の財政強化に取り組む方針である。また、上記の目標を達成するにあたっての分野横断的な課題として、各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、その解決のための支援として人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）が位置付けられる。

2) 持続的な経済成長のための基盤整備

ラオス政府は、1986年に導入された「ラポップ・マイ（新経済メカニズム）」のもとで国営企業の独立採算制の導入や民営化、国内経済・貿易自由化政策等の経済構造改革を推進しており、持続可能な経済成長を実現するための経済・社会インフラ整備が求められている。しかしながら、民間セクター開発にかかる政策策定・立案を担う人材は不足しているため、その育成は中長期的に取り組む課題である。本事業はその課題への対応として位置付けられる。

3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全

人口の約7割が従事する農業セクターはラオスの主要産業であり、ラオス政府は2015年の「農業開発戦略2025」において、食料安全保障、商品作物生産、持続可能な生産体系の構築を課題として挙げている。これらの課題に対応するためには、農業政策・自然環境保全に係る政策策定・立案を担う人材の育成・能

力向上が求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

4) 教育政策の改善

ラオス政府は第9次NSEDPにて、「人材の質の向上」を目標としており、教育へのアクセスの改善を含む基礎教育から高等教育に至る全段階における教育の質の改善を優先事項としている。そのためには、教育省職員の計画策定能力・実施能力を向上させることが求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

5) 保健政策の改善

ラオス政府は、中期的な政策改革としてヘルスセクターリフォーム（2011～2025年）を推進しており、2025年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を目指している。そのためには、保健政策にかかる政策策定・立案を担う人材の育成が求められており、本事業はその手段として位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

対ラオス人民民主共和国国別開発協力量針（2019年4月）では、「LDC脱却を目指した自立的な経済基盤の強化」することを基本方針とし、「財政安定化をはじめとするガバナンス強化及び分野横断的な課題への対応」、「周辺国とのハード・ソフト面での連結性強化」、「産業の多角化と競争力強化、そのための産業人材育成」、「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を重点分野として定めている。また、対ラオス人民民主共和国JICA国別分析ペーパー（2015年3月）においても同様に協力の方向性を分析している。本事業では、以下の開発課題を協力重点分野に設定しており、我が国及びJICAの協力量針・分析との整合性が認められる。

- 1) 行政能力向上及び制度構築：開発課題として「行政強化・法制度整備」、「財政強化」が含まれる。
- 2) 持続的な経済成長のための基盤整備：開発課題として「社会経済開発のためのインフラ整備」、「投資・輸出促進に係る経済政策」が含まれる。
- 3) 持続可能な農業・農村開発と自然環境保全：開発課題として「農業・農村地域開発」、「環境保全・防災」が含まれる。
- 4) 教育政策の改善：開発課題として「教育政策」が含まれる。
- 5) 保健政策の改善：開発課題として「保健政策」が含まれる。

ラオス政府機関・関係省庁における中核人材の育成は同国における継続的課題であり、「日本・ラオス開発協力共同計画（2016）」においても、行政組織における人材の能力強化を重要課題として指摘している。SDGsゴール2「飢餓撲滅、食料安全保障、栄養の改善、持続可能な農業の促進」、4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」、9「強靱なインフラの構築、包

摂的で持続可能な「工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献する等、本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、アメリカ、オーストラリア、韓国、タイ、中国、ニュージーランド、ハンガリー、ベトナム等が挙げられる

3. 事業概要

(1) 事業目的

①事業の目的

本事業は、ラオス政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 22 名（修士課程 20 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、ラオスにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入れを同期間継続的に実施する。なお、本事業はその第 4 年次事業として実施するものである。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 22 名/期となる。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。

(2) 総事業費

343 百万円（概算協力額（日本側）：343 百万円）

(3) 事業実施期間

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ラオスにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ラオス政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育・スポーツ省、計画投資省、外務省、組織人事中央委員会、内務省、在ラオス日本国大使館、JICA ラオス事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。留学プログラム「SDGs グローバルリーダーコース」では、SDGs 達成に向けた開発協力の推進のため、将来キーパーソンになりうる優秀な行政官や研究者等を育成する。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：該当なし

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容/分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2023年実績 値)	目標値(2029 年) (事業完了1年 後)
留学する学生数(名)	修士	0	20
	博士	0	2
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、

下記 5. に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015 年、2019 年に実施した基礎研究にて JDS 各国の学位取得率を確認し、最も低い国が 95% 程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で 95% を設定する。博士の学位取得率は、2020 年度、2021 年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で 65% を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICA で定期的 (4 年に 1 回目途) に実施する本事業に関する基礎研究において確認する

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位 (修士・博士) を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、ラオスの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、若手行政官等の本邦大学院における学位取得を支援することを通じ、ラオスの開発課題解決のための中核人材の育成及び二国間の人的ネットワークの構築に資するものであり、SDGs ゴール 2、4 及び 9 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上